医療施設等の災害復旧に関する各種補助金制度について【令和8年11月６日現在】

区分	①医療施設等災害復旧費補助金 ②保健衛生施設等災害復旧費補助金 （通知(1)）	③医療施設等災害復旧費補助金（特例分） （通知(1)−2）	くまもと事業者再出発支援補助金 （通知(2)）
対象	① 医療機関（公的医療機関、政策医療実施機関※1）、養成所施設　等 ② 精神科病院、精神科デイ・ケア施設	中小※2・中堅※3の医療法人等が運営する医療施設等※4	個人開設の診療所、歯科診療所
補助率	①② 公的医療機関：２／３ ①　民間政策医療実施機関：１／２ ②　民間精神科病院：１／２	中小の医療法人等：３／４ 中堅の医療法人等：１／２ 特定被災医療機関等※5の場合 定額補助（１０／１０　上限５億円）有	３／４
補助上限（最大）	なし	１５億円	１５億円
受付期間	①、③令和８年１１月６日～１２月１４日 ② 国へ協議書提出済（締切済）		令和８年１０月１日～
申請先 （問い合わせ先）	熊本県　医療政策課　（096-333-2204） 〃　健康づくり推進課（096-333-2208）【歯科分】 〃　障がい者支援課（096-333-2234）【精神科分】		くまもと事業者再出発支援補助金受付センター【熊本県商工振興金融課】（096-284-7660）

※１　政策医療：国や地域として特に確保が必要な重要な医療分野（在宅当番医、在宅医療など）
※２　常時使用する従業員が　300人以下
※３　〃　2,000人以下
※４　医療機関（保険医療機関に限る）及び医療関係者養成所施設　精神科病院、精神科デイ・ケア施設含む
※５　要件については、別紙参照。

各種災害復旧補助金の申請を考えている医療機関等の皆様へ

○　②を申請済みの医療法人等においても、上記③を活用することが可能です。
○　今後、各種補助金を申請する際に、被災の証明として「被災時の写真(建物、医療機器等)」が必要になりますので、県への資料提出前に修繕等を予定されている場合は、必ず修繕前の写真を撮っておいていただきますようお願いします。